

衆議院

外務

委員

會議録第三号

平成三十年三月十四日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 中山 泰秀君

理事 小田原 潔君 理事 木原 誠二君

理事 新藤 義孝君 理事 鈴木 貴子君

理事 山口 壯君 理事 遠山 清彦君

小淵 優子君 黄川田仁志君

熊田 裕通君 高村 正大君

佐々木 紀君 杉田 水脈君

鈴木 隼人君 辻 清人君

渡海紀三朗君 中曽根康隆君

中村 裕之君 星野 剛士君

堀井 学君 山田 賢司君

岡本 三成君 丸山 穂高君

外務大臣 河野 太郎君

外務副大臣 中根 一幸君

外務大臣政務官 岡本 三成君

外務大臣政務官 堀井 学君

政府参考人 下川眞樹太君

(外務省大臣官房長)

政府参考人 相木 俊宏君

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人 安藤 俊英君

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人 相星 孝一君

(外務省領事局長)

外務委員会専門員 小林 扶次君

委員の異動

三月十四日

辞任

熊田 裕通君

堀井 学君

同日

補欠選任

星野 剛士君

中村 裕之君

辞任

中村 裕之君

星野 剛士君

補欠選任

堀井 学君

熊田 裕通君

三月十二日

沖縄県民の民意尊重と、基地の押しつけ撤回に

関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三三九号)

同(笠井亮君紹介)(第三四〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第三四二号)

同(志位和夫君紹介)(第三四三号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三四四号)

同(田村貴昭君紹介)(第三四五号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三四六号)

同(畑野君枝君紹介)(第三四七号)

同(藤野保史君紹介)(第三四八号)

同(宮本岳志君紹介)(第三四九号)

同(宮本徹君紹介)(第三五〇号)

同(本村伸子君紹介)(第三五〇号)

同(志位和夫君紹介)(第三五六号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第三六四号)

同(笠井亮君紹介)(第三六五号)

同(穀田恵二君紹介)(第三六六号)

沖縄・高江の米軍ヘリパッドを撤去することに

関する請願(志位和夫君紹介)(第三八五号)

は本委員会に付託された。

三月十二日

北朝鮮の弾道ミサイル発射を厳しく糾弾し抗議

することに関する陳情書(大阪府羽曳野市菅田

四の一の一 樽井佳代子)(第六一七号)

日米地位協定の抜本的な改定等に関する陳情書

(那覇市泉崎の一の一 翁長俊英)(第六二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第一九号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、立憲民主党・市民クラ

ブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会及び日

本共産党所属委員に対し御出席を要請いたしまし

たが、御出席が得られません。やむを得ず議事を

進めます。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外

公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として外務

省大臣官房長下川眞樹太君、大臣官房審議官相木

俊宏君、大臣官房参事官安藤俊英君、領事局長相

星孝一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと

存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○中山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許しま

す。黄川田仁志君。

○黄川田委員 自由民主党の黄川田仁志でござい

ます。

本日は、質問の機会をいただきまして、まこと

にありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

いわゆる名称位置給与法の一部を改正するに当

たりまして、在ダバオ日本領事館及び北大西洋条

約機構日本政府代表部を新設するというところで

ございますが、これら二つの、領事館、また代表部

を新設する理由と意義をお聞かせいただきたいと

思います。

○河野国務大臣 おはようございます。

ダバオは、フィリピンの南部ミンダナオ地域で

ございまして、これはフィリピンのドゥテルテ大

統領の地元でございます。今、ドゥテルテ大統領

は、マニラとこのダバオを往復しながら執務をす

るということもあって、この地域の政治的な重要

性が高まってきたというのの一つ。

それからもう一つ、ミンダナオ地域には日系企

業あるいは在留邦人が非常にふえているというこ

ともございまして、こうした日本企業を支援す

る、あるいは在留邦人の保護といったニーズも高

まっております。

また、ミンダナオ地域にはかつてからイスラム

過激派によるテロが発生をするという不安定要因

があることから、邦人保護、企業の保護に加え

て、こうしたテロリストに関する情報収集という

拠点としても必要性が高まっております。

で、ダバオの総領事館を新設し、重要な戦略的な

パートナーであるフィリピンとの協力関係を一層

強化してまいりたいというふうに思っております。

また、NATOにつきましては、NATOは域

外における安定確保に向けた活動も実施をしており

、サイバーあるいはテロといった分野で日本と

共通の安全保障に関する課題を抱えております。

これまでも日本とNATOの間で実務的な協力関

係を進めてまいりましたが、代表部を開設するこ

とによって欧州とのネットワークの強化というこ

とが期待をされるというふうに思っております。

○黄川田委員 ありがとうございます。

私は、特にNATO日本政府代表部の新設に期

待をしております。

私の問題意識の中には、欧州諸国が、極東アジアの安全保障に対し極めて関心が低く、中国や北朝鮮に対する警戒心が薄いことを危惧しております。このNATO日本代表部には、欧州諸国に、我が国及び我が国周辺の安全保障問題について正しい認識を持ってもらえようように努めていただきたいと思ひます。

この点について、新設代表部にどのような貢献ができるか、お考えをお聞かせください。

○河野国務大臣 アジアは、安全保障に関する問題が、さまざまな観点から深刻化していると言つてもいいのではないかと思います。欧州を含めた国際社会に、こうしたアジアの安全保障の抱える課題について関心を持ってもらう、関与してもらうというのは大事なことであり、関与して思つております。

特に、基本的な価値を共有する日欧米、この同盟のネットワークを強化するというのは非常に重要だと思つておまして、昨年の十月にNATOのストルテンベルグ事務総長がいらつしやつたときの会談の中で、こちら側からは、北朝鮮を始めとするアジアの問題についてNATOの関与を促し、NATO側からも、北朝鮮問題を国際社会全体に対する脅威と捉える、あるいは、テロ、サイバーといった課題について日本との協力が重要だ、そんなことで一致をいたしました。

また、かつての黄川田外務大臣がミューンヘン対話、ミューンヘン安保会議に出席をされたのではないかと思つておますが、ことし、先月のミューンヘンの安保対話では、法の支配に基づく第二次大戦後のリベラルな国際秩序の維持と発展のためには引き続きアメリカの関与が必要であるが、国際社会全体として少し負担をシェアするということが大切だ、アメリカにだけ負担を押しつけるのではなく、国際社会全体で国際秩序を維持するための負担をシェアしていかなければいけない、その中で、日本とヨーロッパの協力が重要だということを申し上げました。

NATOに代表部を新たに設置することによつて、大使を始めさまざまなレベルで日本とNATOの関係の強化、あるいは日本のプレゼンスの強化ということにつながっていくことを期待したいというふうに入思つております。

○黄川田委員 ありがとうございます。

今、大臣からお話いただきましたミューンヘン会議、私も外務大臣が務官のときに参加をさせていただきました。やはりそこで感じたのは、日本みずからしっかりと発信をし、プレゼンスを示していかなければ、ヨーロッパは地理的に日本から遠いわけですので、その辺しっかりとやりやつかないかと関心を薄めてしまふ、また、中国の影響も増しているわけで、間違つた認識をかの国から植え付けられてしまふことだと思ひます。

その点、大臣がミューンヘン会議に行つていただきました。このたび演説をし、北朝鮮の脅威、そして中国の海洋進出に対して警笛を鳴らしていただいたこと、大変感謝をしておりますし、頼もしく思ひました。そういう意味で、ヨーロッパに対する日本のプレゼンス、これは、大臣また大臣を先頭とする外務省並びにこのNATO日本政府代表部も含めて、政府の在外公館挙げてしっかりとやつていただきたいというふうに入思つておりますので、よろしくお願ひをいたします。

そして、最近のNATOの取組において私が注目しているのは、サイバーセキュリティ分野に關してでございます。

NATOサイバー防衛協力センター、これはエストニアにあるわけでございますが、このNATOサイバー防衛協力センターとこのたび新設をされますNATO日本政府代表部、この協力関係について御説明をよろしくお願ひいたします。

○相本政府参考人 お答えを申し上げます。

日本は、NATOとの間で国別パートナーシップ協力計画というのを設けておりますけれども、その中で、具体的な協力分野の一つとしてサイバー分野における協力を定めておまして、演習

へのオブザーバー参加などを通じて協力を積み重ねてきておるところでございます。

御指摘をいただきましたNATOサイバー防衛協力センターでございますが、エストニアの主導で同国に設置をされておまして、NATO加盟国またパートナー国の訓練及び教育機関として活動しておるところでございます。日本は、このセンターが主催する演習へのオブザーバー参加でございますとか国際会議への参加などを通じて協力を進めておるところでございます。

今般、NATO日本政府代表部が新設されることになりましたら、サイバー分野を含めまして、我が国とNATOとのさらなる強化につながり、また、委員御指摘のとおり、同センターとの協力の進展にも資するものというふうに入考えてございます。

我が国としては、こうした協力を通じて、我が国のサイバー防衛能力の向上をさせつつ、国際社会の安定にも貢献をしていくと考えてございます。

○黄川田委員 ありがとうございます。

話題をそのエストニアのサイバー分野に關する協力についての方にちよつと移させていただきます。というふうに入思ひますが、そのNATOサイバー防衛協力センターのあるエストニアは、国政、地方選挙でインターネット投票を導入するなど、IT先進国でございます。

一月に安倍総理が訪問されました、エストニアのラタス首相からは、NATOサイバー防衛協力センターへの日本の参加の承認について歓迎の言葉をいただいたというふうに入聞いております。

その安倍総理とエストニアのラタス首相の間では、日・エストニアの間でのサイバー分野での連携を深めていくということが確認されたことを認識しております。今後、サイバー分野でエストニアとどのような協力関係を構築していくのか、外務省の所見をお聞かせいただきたいと思います。

○相本政府参考人 お答え申し上げます。

り、電子政府の先駆的な取組でございますとか多くのスタートアップ企業を輩出するなど、IT、サイバー分野での先進国でございます。我が国はこの分野でのエストニアとの協力を重視しております。その観点から、安倍総理が本年一月にエストニアを訪問いたしました、この分野での両国の協力を推進していくことを首脳間でも一致したところでございます。

また、日・エストニア間では、これまで三回にわたりましてサイバー協議を行つております。サイバー分野における両国の最新の取組や戦略などを紹介しつつ、重要なインフラ防護でございますとか国連を含む国際場裏での議論における協力などについて意見交換を行つておるところでございます。

今後とも、サイバー協議の継続的な実施、あるいは安倍総理のエストニア訪問の際に創設を發表いたしました日・バルト協力対話などの機会も活用しつつ、サイバー分野でエストニアとの協力を更に進めてまいりたいというふうに入考えております。

○黄川田委員 ありがとうございます。

ぜひ、エストニアとの関係を深めて、IT先進国から学ぶところは多いと思ひますので、その知見を我が国にも生かしていただきたいというふうに入思つております。

そして、ここ二、三年のIT分野の発展というのは非常に目まぐるしいものがあります。国際社会においても、このIT技術、サイバーセキュリティに關する日本からの国際協力についての関心が高まってきたと私は認識しております。

先般、在東京のケニア大使と意見交換をさせていただきました機会がございました。ケニアは、コンザンティンというところにケニア版のシリコンバレーをつくりたいということで、我が国からの投資や日系企業の誘致を熱心に話されておりました。

昨年ナイロビで行われましたTICA ADVIでは、IT技術やサイバーセキュリティに關する

国際協力について、両国の間では余り議論をされていませんでした。これはある意味仕方がないことでございまして、まだまだケニアにとっては、モンバサ港またその他の重要インフラ、これを日本にやってほしいということで、昨年は、日本に對しての協力はそういう分野に限られたということとでございますが、それが整備されてくると、いよいよそのようなIT分野に各国関心を示しておりまして、ケニアでもケニア版シリコンバレーをつくりたいというふうな動きになってきているということとでございます。

ケニアのみならず、多くの途上国が今後ますますIT関連産業やサイバーセキュリティに力を入れていくことが予想されております。また、途上国、このサイバーセキュリティホールが生じ、そこから日本へサイバー攻撃がなされるということも考えております。ですので、日本も、途上国のIT分野、またサイバーセキュリティに對する協力を推進していかなければならないと私は考えております。

また、IT技術やサイバーセキュリティに對する支援は、中国もまだ本格的に取り組んでおりません。まだまだ中国が得意としているところは、資源開発とか道路、またビルなどのインフラ整備、建物を建てていく、そういうハードを中心としております。ですので、我が国は、質の高いインフラを輸出していく、そういう国策はございますが、このIT分野にも関心を持ってやっていくことで、中国のアフリカ並びに世界に對するプレゼンスの中に日本としてもくさびが打てるのではないかとというふうに考えているところでございます。

このIT分野に對する協力について、我が国がリーダーシップを発揮できる可能性が十分にあるというふうに考えておりますが、外務省のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○堀井(学)大臣政務官 お答えをいたします。
サイバーセキュリティ分野における開発途上

国支援については、我が国はこれまで、主にASEAN諸国を對象とし、専門家の派遣や研修など、我が国の高い技術や知見といった強みを生かして、途上国のサイバーセキュリティ能力の構築、強化を支援してきているところでございます。

アフリカについては、二〇一六年の第六回アフリカ開発会議、TICAD VIIナイロビ宣言でも、イノベーションやICTを通じてアフリカの経済の多角化と産業化に貢献することが表明されており、日本での研修や専門家の派遣などの支援を実施しているところであります。

アフリカにおけるIT関連の支援は重要と認識をしており、今後とも、現地のニーズや被援助国の要請を踏まえ、効果的な支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黄川田委員 ありがとうございます。

来年二〇一九年にはTICAD VIIがまた日本で開催されますので、またその機を捉えて、アフリカに對するIT分野またサイバーセキュリティ分野への協力もしっかりと提案していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

さて、ちよつと引き続きお話をしていきたいと思ひますが、このIT分野、サイバーセキュリティの国際協力を進めていく上で注目をしておりますのが、二〇二〇年に京都で開催される国連犯罪防止刑事司法会議、通称コングレスであります。

この会議を誘致するに際して、我が国の犯罪防止、刑事司法分野における国際的なプレゼンスを高め、我が国の法の支配の浸透を国内外にアピールすることを目指しております。同会議では、あらゆる形態の犯罪防止に對処するための国際協力及び技術支援の一環として、サイバーテロのような新興の犯罪についても積極的な議論が展開されると聞いております。

これまで述べたように、我が国がIT技術やサ

イバーセキュリティに関する国際協力の分野でリーダーシップをとっていくためには、このコングレスの機会を上手に活用していくべきだと考えております。会議の詳細な議題等は法務省が担当すると聞いておりますが、外務省としてもより積極的に関与すべきと考えております。現在の取組状況、今後の方針等をお聞かせいただきたいと思ひます。

○堀井(学)大臣政務官 お答えをいたします。

国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆるコングレスは、犯罪防止、刑事司法分野における国連最大の会議であり、二〇二〇年に第十四回会合が京都で開催される予定であります。同じ二〇二〇年に東京オリムピック・パラリンピック競技大会が開催されることに鑑みれば、京都でのコングレス開催は、この分野における我が国の国際的なプレゼンスを高め、世界一安全な国日本を国際社会に発信する絶好の機会になると考えております。

また、第十四回コングレスの全体のテーマは、国連の持続可能な開発目標SDGsの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進であり、御指摘のサイバー犯罪も含む新たな形態の犯罪などの課題についても議論が行われる見込みであります。

外務省としても、コングレスの機会を活用し、国際社会と連携して、サイバー犯罪を含む犯罪防止、刑事司法課題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○黄川田委員 ありがとうございます。

サイバーテロまたサイバー犯罪についての話題も入れてこの会議に臨むということでございますが、議題を見てみますと、どうも、非常に端っこの方に少しちよつと話すような感じも見受けられます。このサイバー犯罪、サイバーテロというのは非常に大きな問題だというふうに思っております。私は、一つの議題に上げて、特出しして話をしてもいい話題であると思ひます。

個人、集団、国家レベルでのサイバー攻撃、サ

イバー犯罪、国だと犯罪というよりも戦争とか、そういう定義になるかもしれないませんが、定義も含めて、しっかりと日本がイニシアチブをとって、サイバーテロ、サイバー犯罪についてしっかりと整理していく、これは非常に大切なことであると思ひますので、五十年ぶりに日本で行われるこのコングレス、この機にしっかりと日本の考えを示していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

話題をちよつとかせさせていただきますが、世界各国でテロ、緊急事態が多発する中、在外公館には、諸外国の治安情報等の機動的な情報収集、分析強化により一層努めていただきたいと思っております。

私の友人が、二〇一六年七月にバングラデシュ首都ダッカで発生しましたレストラン襲撃、人質事件で大けがを負いました。邦人は七人犠牲になりましたが、一人だけ生き残ったのが私の大学の同級生、同じ研究室でありまして、彼はけがを負って、入院先に、そのとき政務官だったんですけれども、いろいろ話を聞いて、邦人の安全により一層努めてもらいたいと泣きながらお願ひをされました。

今後、在外邦人がこのような事態に巻き込まれないよう、外務省にはさらなる安全対策の強化に努めていただきたいと考えております。

このダッカ事件の後、在外邦人の安全対策について、改善した点や強化した点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○相星政府参考人 お答えをいたします。

一昨年のダッカでのテロ事件を受けて、在外公館と現地の在留邦人の代表者との会合でございまして安全対策連絡協議会というものを累次にわたり実施してきております。さらには、世界各地で安全対策セミナーというものを実施しまして、邦人の危機管理意識や安全対策に係る知識、対応能力の向上を図ってきております。

また、日本人学校などの在外教育施設の安全対策も重要でありまして、昨年来、危機管理専門家

による安全対策の評価を行った上で、施設強化の工事あるいは安全対策マニュアル策定に関する支援を実施してきております。

さらに、国際協力事業関係者の安全対策につきましても、ダッカ事件を受けまして、外務大臣のもとに、関係省庁、業界団体、NGO等の参加する国際協力事業安全対策会議を設置いたしました。同会議が取りまとめた報告書に基づいて安全対策を実施してきております。

具体的には、JICAによる事業関係者及びNGO等に対する安全対策、テロ対策等に関する研修を行うとともに、事業関係者が外務省及びJICAに対して情報提供を行う体制を強化する、さらには、相手国政府への事業関係者の安全確保に関する働きかけの強化といった点に取り組んできております。

以上です。

○黄川田委員 ありがとうございます。

引き続き強化していただきたいと思いますが、と、あとは、大使館の存在感を現地で増して、しっかりと現地での呼びかけ、またセミナーを開催するなどやっていただきたいをお願いを申し上げます。

最後になりますが、平昌オリンピック、非常に感動的な場面がありました。その裏で、やはりまた日本の間違った認識を植え付けるような情報といえますか報道がなされております。

米国のNBCのコメンテーターのジョシニア・クーパー・ラモさんという方がいらっしゃるんですが、この方は、文化的、技術的、経済的に韓国が発展していくお手本に日本がなっていたんだという趣旨の発言をしております。このことに韓国国民が反発しまして、一万三千もの署名を集めて抗議したところ、このコメンテーターはNBCのオリンピックの放送からはいなくなる、解雇されるという事態になりまして、NBCも謝罪をしているということでございます。

これを受けて、英国のBBCがこのNBCの事態を取り上げて報道しているんですが、この中

で、日本語版では強制売春という言葉を使って、強制売春を始めとする日本の統治下の過去は多くの韓国人のけきりに触れる話題であり続けるというコメントをつけております。また、英語版の方は、残念ながらまたフォース・セックス・スレーバリーという言葉を使って世界に配信しているということでございます。

このような事例は枚挙にいとまがないわけでございます。外務省もしっかりと打ち返しをしていただいていると思いますが、全体的に、こういうような報道についての外務省のこれまでの対応をお聞かせいただきたいと思っております。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

性奴隷という言葉は事実反するので使用すべきではないというのが日本の考えでございます。かかる観点から、外務省といたしましては日ごろから、外国メディアの報道において性奴隷のような不適切な表現があった場合には適切に申入れを行っているところでございます。

引き続きしっかりと対応してまいりたい、このように考えております。

○黄川田委員 ありがとうございます。

打ち返しの件ですが、堀井学政務官におきましても、先般ジュネーブで開かれました国連人権理事会で、韓国の誤った認識に対してしっかりと反論していただきました。とてもすばりかつたと思っております。

このような打ち返しですね、このような対症療法だけではなくて、日本、我が国が主体性を持って中国の世論戦や韓国の情報戦に対抗していかなければならないと思っております。

積極的な情報発信のあり方について、外務省の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○堀井学政務官 お褒めの言葉をいただきます、ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、諸外国による広報文化外交の強化や情報伝達手段の多様化などの近年の状況変化に伴い、戦略的に対外発信を実施する必要性が高まっていると認識しており、外務省といた

しまして、日本の政策、取組発信、親日派、知日派の育成、日本の多様な魅力発信に取り組んでいくところでございます。

特に、主体性を持って積極的な情報発信を行う観点も踏まえ、四つ挙げております。

総理、外相、在外公館長等からの直接的な発信、二番目といたしまして、各分野の有識者を派遣しての講演会の実施、三番目に、発信力のある有識者や記者の招聘、四番目に、大学やシンクタンクと連携してのシンポジウムなどを実施し、日本の政策、取組の発信を強化していくところでございます。

これらの結果、我が国の政策や取組を支持する前向きな論調も多数獲得しており、今後とも、日本の政策や取組の国際社会への発信へしっかりと取り組んでまいれる所存でございます。

以上であります。

○黄川田委員 時間が来しましたので、終わりにします。どうもありがとうございます。

○中山委員長 次に、鈴木隼人君。

○鈴木(隼)委員 自由民主党の鈴木隼人でござい

ます。きょうは、質疑の時間を与えていただきました、ありがとうございます。

残念ながら野党の皆さんがいらっしゃいませんので、きょうは私が野党に成りかわって、少し耳に痛いようなことも含めて御指摘をさせていただきます。このように考えております。

きょうは、在外公館名称位置給与法の審議を行っておりますので、その内容について一つ一つ質疑をさせていただきます。

まず、子女教育手当について御質問をさせていただきます。

この子女教育手当、細かくいろいろありますけれども、ざっくり言うと、現地において、日本人学校があるにもかかわらずインターナショナルスクールに子女を通わせようと思った場合に、インターナショナルスクールに通う場合に、その学費が高いから、これまでであれば十二万円補助をす

るということとしていたものを、今回の法改正によつて三万円その補助をアップして、十五万円補助しますという内容が盛り込まれております。

そもそも、日本人学校に通うのであれば補助が要らないにもかかわらず、あえて、希望してインターナショナルスクールに通う場合に十五万円補助をするというのは、これは国民の理解をなかなか得にくいのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、その辺、外務省としてどうお考えなのか、お聞かせください。

○下川政府参考人 お答え申し上げます。

そもそも、子女教育手当の制度をまず御説明させていただきます。

子女教育手当は、在勤地一つ一つにつきまして、日本人学校とインターナショナルスクールそれぞれにつきまして、邦人子女が就学できるということを前提といたしまして、その上で、就学経費が最も廉価な学校を基準校として定めまして、そこから自己負担額を引いた当該基準校の就学経費、これは日本人学校の場合にはインターナショナルスクールでございまして、それを上限に手当を支給しているということでございます。

すなわち、日本人学校が所在しないような在勤地の場合には、先ほど申し上げましたインターナショナルスクールの基準校の就学経費というものから自己負担額を引いた金額を就学経費の上限として手当を支給しているところでございます。

他方で、日本人学校が所在する在勤地でございまして、日本人学校に通学することが原則ではございますけれども、例えば、両親の一方が外国人であるとか前任地でもインターナショナルスクールに就学していた、そういったような合理的な理由があれば、インターナショナルスクールの基準校の限度額を上限に手当を支給するようになっていくところでございます。

それで、この上で更に申し上げれば、ここが今委員から御質問のあったところに該当するところ

でございますけれども、そういった合理的な理由
いかにかわらず、自己の選択によりインター
ナショナルスクールに就学する場合には、これま
でのところは十二万円を上限に子女教育手当が支
給されてきたということでございます。

そういう子女教育手当でございますけれども、
そもそも、インターナショナルスクールの就学経
費というのが、平成二十三年当時から比較いたし
まして二十八年度には約四〇％上昇しておるとこ
ろでございます。十二万円の限度額を超えて追
加的な自己負担を行う在外公館職員の平均自己負
担額は、例えば、日本国内におきまして自己の選
択で私立学校に就学する場合の平均就学経費と比
べても三万円程度負担が重くなっているというこ
とでございます。

そういったような事情もございますので、イン
ターナショナルスクールの就学経費の上昇を背景
といたしまして、在外職員の経済的負担は依然と
して大きいものがございますけれども、職員が子
女を国内の私立学校に就学させる場合に生じる経
費との均衡を図って、今回、上限額を十五万円に
改定させていただきたい、そういうものでござい
ます。

○鈴木(隼)委員 御説明ありがとうございます。

しかし、ちよつとよくわからない部分がまだ
残っております。今の御説明におきましても、四
〇％インターナショナルスクールの学費が高く
なった、それに伴って自己負担額も三万円多く
なったというお話がありましたし、また、事前の
御説明でも、日本であれば、日本国内で公立の学
校に通うのと私立の学校に通うのだと六万円程度
差額が生じます、したがって、海外でインターナ
ショナルスクールに通う場合であっても、自己負
担額が六万円程度におさまるような制度設計にし
ています、こういうような説明でありました。
しかし、では、国内で私立学校に子供を通わせ
ようとしたときに、その差額を国費から補填して
もらいますか、今、してもらわないですよ。

そう考えると、やはり、海外だから補填をする
というのはちよつと理由として足りない、理屈と
して足りないんじゃないかというふうに思います
けれども、その辺、どうお考えでしょうか。

○下川政府参考人 ただいま御指摘がございま
した国内における私立学校の就学経費ということ
でございますが、先ほど申し上げた六万円程度の就
学経費というのは、文科省が行っております平成
二十八年度私立高等学校授業料等の調査結果に基
づく私立学校授業料の平均額というところから申
し上げているところでございます。

以上申し上げた上で、学校の選択ということ
でございますけれども、やはり、在勤地によりまし
て、日本人学校があるかないか、それからイン
ターナショナルスクールにどのような選択肢がある
か、状況は多様でございますと同時に、特定の任
地においてはいろいろな事情で選択肢が実は相当
限られている、そういったような場合もございま
す。

そういうことで、先ほど申し上げましたよう
に、日本人学校の所在する勤務地においては日本
人学校に行くというのが基本ではございますけれ
ども、いろいろな事情でやはりインターナショナル
スクールを選択することが必要になってくるとい
う場合もあり、事実上インターナショナルス
クールしか選択肢がないような、相当限られてい
るような場合もある、そういったようなことも踏
まえて、こういうような制度設計になっていると
ころでございます。

○鈴木(隼)委員 御説明ありがとうございます。
であれば、事実上インターナショナルスクール
しか合理的な選択肢がないという場合に限って補
助すればいいのであると私は今の御説明を伺って
感じました。

そこは、これこれこういう理由により日本人学
校を選ばずインターナショナルスクールに通わせ
ることとしますという申出を当該職員からさせて
いるのかいいのか、その辺、教えてください。
○下川政府参考人 一番最初の御説明で申し上げ

ましたとおり、日本人学校が所在しない場合に
は、おのずとインターナショナルスクールという
ことになるわけでございます。

そして、日本人学校が所在する場合も、二つの
場合がございまして、日本人学校に通学すること
が原則として、いろいろな合理的な理由、特
に、両親の一方の方が外国人であるとか、継続的
にインターナショナルスクールに就学している、
そういったような事情がある場合には、インター
ナショナルスクールの基準校の限度額というもの
を上限に支給しているところでございます。

以上申し上げた上で、そういう個別の事情がな
い場合であっても、限られた選択肢の中で、例え
ば今後の勤務のことととか、それからいろいろ
なことを踏まえまして、インターナショナルス
クールを自己の事情によつて選択するような場合
には、これは、任地に子女を連れていくというこ
とを前提にした場合に、やはりインターナショナル
スクールに行く場合の経費というものもある程
度負担する必要があるということで、上限を設け
て子女教育手当というものを支給している、そう
いうことでございます。

○鈴木(隼)委員 ありがとうございます。

今のお答えをお聞きして、今、現時点におい
て、そういう事情をちゃんと申し出た上で補助を
するということとはやっていないということ
だと理解をしました。

であれば、これからの、法律事項じゃなくて運
用の話ですから、今後、そうやって、やむを得な
い、合理的な事情があるからインターナショナル
スクールに通わせますということを申請させて、
そしてちゃんと審査をした上で、補助するかどう
かというのを判断されたらどうでしょうか。

その上で、御提案は、どちらかが外国人である
とか、あるいは、御説明の中であった、それまで
インターナショナルスクールに通わせていたと
か、これは全く合理的な理由にならないと思いま
すので、そこはしっかりと判断してもらいたいな
というふうに思いますが、いかがですか。

○下川政府参考人 済みません、先ほどの説明、
ちよつと舌足らずでございました。

日本人学校に通学することが原則な場合におい
ても、両親の一方が外国人であるとか、継続的
に就学させないと言葉の問題とかが発生する
とか、そういったような事情がある場合に、基準校
の限度額を上限に手当を支給することにしていま
すが、これは申告制でございまして、そのような
状況にあるかどうかということについて個々に申
告を受けて支給するようなことになっておりま
す。

それ以外に、全く自己の選択でもって自由にイ
ンターナショナルスクールを選択するというよう
な場合については自己申告制とはなっております
んが、その場合の最低限の補助ということで、先
ほど申し上げた、現行で十二万円、法改正後十五
万円の補助ということで手当てしたいというふう
に考えているところでございます。

○鈴木(隼)委員 正直言って満足な御回答をいた
だけていないわけではありますけれども、私が何
でこういった質疑をさせていただいているかとい
いますと、やはり外務省の方々というのは、一た
び外交官として任地に赴けば、日本国を代表する
存在として大変大きな職責を担われるわけであり
ます。そういう外務省の方々というのは、やはり
国民から敬愛をされるような、そういう存在で
あってほしいと私は心から願っております。だか
らこそ、国民の感覚から離れてしまつたといつたよ
うなことがあつてはならないんだと思います。

ですので、私、与党の議員です、これ以上こ
の問題について、今、子女教育手当についてはこ
れ以上は言いませんけれども、そういう指摘が
あつたということはきちんと念頭に置いて、これ
から進めていっていただけたらなというふうに思
います。

それから次に、在外基本手当について御質問を
させていただきます。
私は今四十歳でありますので、私、もともと経

済産業省の職員でありましたけれども、大体、同期ぐらいが、外交官として任地に赴くと一等書記官レベルです。この一等書記官のレベルで在外基本手当をどれぐらいもらえるのかというのを、別添の表を見てみたところ、大体、毎月三十五万円から百万円弱、ポリウムゾーン、多いのは五十万円台となっていました。では、大使はどうかというのかというのを見ますと、五十万円超から多くて百三十万円弱ぐらい、一番多い価格帯は七十万円台ぐらいでした。

これは民間調査会社を使って必要額を算出しているということでありましたけれども、ベースとなる給与に加えて毎月百三十万円を払っている、この事実自体が国民の理解を得られるのかどうかというところ、やや疑問なしとしないところがあります。その点についてどうお考えか、お聞かせください。

○下川政府参考人 まず、在勤基本手当について御説明させていただきます。

在勤基本手当は、生活費を保障する部分、海外赴任に伴う特有の経費を賄う部分、及び特に厳しい勤務、生活環境を勘案した特定勤務地加算という三つの要素から構成されているところでございます。

最初の生活費保障につきましては、日本で勤務していたときと実質的に同じ水準の購買力を維持できるように、民間調査会社が行う生計費調査の結果を反映させて、在勤地ごとに客観性のある適正な額を決めているところでございます。

それから次に、海外赴任に伴う特有の経費という二番目の経費でございますが、これは、日本企業、通常、駐在員に赴任時に生活設備経費という形で支給する手当てに準拠することを基本といたしまして、これもまた民間調査会社が行いました生活設備に必要となる家具ですとか家電ですとかそういう現地価格調査の結果に基づいて、これを在外公館職員の平均の赴任期間三十六カ月、これで割りまして、月割りにいたしましたして一月当たりの額を決めているところでございます。

最後に、特定勤務地加算でございますが、これは、民間調査会社の調査も参考といたしまして、任国におけます医療、衛生、治安、生活インフラ、こういったような生活、勤務の環境の厳しさを緩和するために必要となる追加的経費というのに基づいて決めているところでございます。

この特定勤務地加算に関しては、例えば、一等書記官の在勤手当が最も多い南スーダン、約九十五万円でございますけれども、この場合は、現地における著しいインフレによる物価上昇のほか、治安等の勤務、生活環境の厳しさを緩和するための追加的経費が含まれております。

また、大使の在勤基本手当が最も多いベネズエラ、百二十九万円でございますが、この場合は、現地における著しいインフレによる数百%に及ぶ物価上昇、こういったようなものが大きく金額の決定に影響を及ぼしているところでございます。

このように、在勤基本手当は、海外で事業を行う日本企業が多く利用する民間調査会社の物価調査等の結果に物価変動の影響と為替変動の影響を加味しまして、客観性を確保することによって、外交官が海外で標準的な駐在員生活を行うために必要な経費として適正な基準額を定めているところを御理解いただければと思います。

それから、本俸に更に加えてという話がございましたけれども、在外で勤務する場合には、例えば東京で受ける本俸の地域手当とかそういうものが逆に支給されなくなっておりますので、ベースとなっております本俸は減額されているということとあわせて申し上げます。

○鈴木(集)委員 今、かなり詳細に御説明をいただいたんですけれども、基本的な、ざっくり言えば、外務省さんからの説明を聞きますと、赴任地に行っても日本に住んでいるのと同等の生活を送れるようにするんだということでありまして、そのために、例えば食料品だったとかあるいは家電だったとか家庭用品、こういったものを輸入しなきゃいけないのでコスト高になるんですよ、あるいは、物価の高いところに行けば生活費

がそれだけ上がるんですよ、ざっくり言うところいう説明があったわけなんです。

しかし、そうはいっても、海外に住んでも、毎日、日本食材を買って日本食を食べ続けるわけじゃないですよ。現地で、その現地の価格で食料を購入して料理をつくるのか、そういったところもあるでしょうし、そもそも、別添の表を見ると、かなり在外手当の計数は、それなりの計数になっていることが見てとれますけれども、では、日本よりも生活費が高い国がどれだけあるのかというようなところもあると思います。

こういった意味で、計数が一律に高くなっていることについては、どうしてそうなるのかという疑問が生じると思えますけれども、その辺の御説明をいただけますか。

○下川政府参考人 お答え申し上げます。

食料品等、御指摘がございました品目の購入経費につきましては、民間調査会社を通じて、現地に派遣されている日本人駐在員の標準的な購買パターンというものをと、現地で入手可能な品目や、品質、価格、そういったようなものも調査した上で、海外駐在員の生活に必要なかつ標準的な品目、価格というものを積み上げて、在勤地ごとにできる限り客観性のある適切な額を決めているところでございます。

この民間調査会社の調査対象品目の中には駐在員が購入可能な現地における品物というものも含まれておりまして、現地の海外駐在員の生活に必要なかつ標準的な購買実態に即した調査結果とするように努めているところでございまして、この点について御理解いただければと思います。

○鈴木(集)委員 本来であればもっと御質問をさせていただきたいところではありますし、時間としてはまだまだあるんですけども、大臣のこの後の日程があるというふうに向っておりますので、この後、質問ではなく、意見だけ、させていただきます。

在外手当の基本的な考え方として、生活費まると手当でかさ上げをすることによって日本で

の生活と同等の生活を送れるようにしてあげるといふ考え方なんですけれども、まるとやる必要が本当にあるのかどうか。

食料品とかそういう生活必需品のところだけ、これはどうしても向こうでも買わなきゃいけないのだから、したがって、向こうで購入費が高くなる分、例えば輸入しなきゃいけないとか、現地の物価が高い、その分については割増しで手当として払います、だけれども、ぜいたく品とか、生活必需品を除いた部分のところについては、それは個人の趣味、嗜好の部分だから、その生活費の値上がり分については国では面倒を見ませんという考え方もできるのではないかと私は思っております。

例えば、手当を算出するに当たって、調査の対象品目に家事サービスというのが含まれていますよね。これは、言ってみればお手伝いさんですよ。お手伝いさんで、国内でもお手伝いさんを雇えるほど豊かな家庭というのは多くないと思うんですよ。それから、外食費とかレクリエーション代とか、こういったものも調査対象品目に含まれています。

こういったお手伝いさんとかレクリエーション代とか外食費が海外に行くとき高くなるから、その分も含めてちよつと高く手当を出しますというの、これはなかなか理屈として厳しいのではないのか、国民の理解を得にくいのではないかとこのように思います。

この法律全体として、私は今回の必要性について最終的には理解は示させていただきますけれども、そうはいっても、やはり国民から行政が余りにも感覚がかけ離れていってしまうと、最終的には大きなしっぺ返しを食うのは行政自身であります。そのところをしっかりと認識した上で今後の外交活動を行っていただきたいということをお願い申し上げます、私からの御質問とさせていただきます。

○中山委員長 次は、立憲民主党・市民クラブ、

希望の党・無所属クラブ、無所属の会及び日本共産党の質疑時間に入るのでありますが、いまだ御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

これより立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会及び日本共産党の質疑時間に入ります。

〔委員長退席、新藤委員長代理着席〕

〔新藤委員長代理退席、委員長着席〕

○中山委員長 これにて立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、無所属の会及び日本共産党の質疑時間は終了いたしました。

次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。

きょうも欠席されている状況で、本当にひどい状況だと思います。しっかりと森友の件、やつていかなきゃいけないというのは間違いありませんし、これは、佐川さんと呼んでしっかりとやるべきだというふうに私も思いますが、一方で、外務委員会は外交ですから、この状況で、まさしく国民の皆さんからサボっていると思われないように、しっかりといかなきゃいけないと思います。

私、いただいた時間、空回しの時間は二時間ぐらいあるのに、私の時間は九分ですので、早速議題に入らせていただきたいと思ひます。言いたいことはいっぱいありますが、議題の方に進みます。

今回、在外公館の給与法の改正ということで、我が党としては、いろいろ事前に審査する中で、おおむね賛成かなという方針でございます。ただ一方で、確認しておきたいところ、議事録に残しておきたいところ、幾つかありますので確認していききたいと思います。

まずは、先ほど与党側の質疑でもありました、NATOの日本政府代表部を今回新設するという事です。

これは重要だと思ひますけれども、一方で、現在、ベルギー大使館、これが兼館となっている

ということなんです。NATOとの関係も非常に安全保障上重要だ、アジアの安全保障体制をわかっていただかなきゃいけないという御答弁も大臣ありましたけれども、そうした中で、どうして今までできていなかったんでしょうか。

また、今回、法が施行されることでどのよう業務体制が変わって、しっかりと国民の皆さんにコストもかかるわけですから、変わったなと思つてもらわななきゃいけない、成果を出していかなきゃいけないと思ひますが、このあたりについてお答えいただけますでしょうか。

○相本政府参考人 お答え申し上げます。

我が国はこれまで、国際社会の平和、安定に関する喫緊の課題に対応し、域外の安定確保に向けた活動を実施するNATOとの協力を進めてきているところでございます。

そうした中で、特に近年厳しさを増すアジアの安全保障情勢でありますとかサイバーテロといったグローバル化する安全保障課題に、より効果的に対応する必要があります。

その中で、今般、日・NATO関係の一層の強化に資するよう、新たにNATO代表部の開設について法改正をお願いしているところでございます。

これまで、二〇一三年以降でございますけれども、外務大臣の職務命令によりまして、駐ベルギー大使にNATOに対する我が国代表を命じ、これをNATO側に通知するにとどまっていたところでございます。

しかし、今回、法改正をいただきまして代表部の新設が認められれば、正式に任命されることとなります。NATO特命全權大使は、NATO加盟国代表から成ります北大西洋理事会における手続を経まして、NATOに正式に接受される外交使節として受け入れられることとなるところでございます。

この結果、我が国のプレゼンスの強化を通じ、また、NATO加盟国、NATO事務局及びパートナー国代表部の長との関係強化が見込まれ、こ

れまで以上に、日・NATO関係の強化に向けて効果的に職務を遂行できるようになるというふうと考えております。

また、他の会議につきましても、それぞれのレベルにおいて同様の効果が見込まれるところでございます。

○丸山委員 なぜ今までこれをやってこなかったんだということに対してはお答えがなかったですけども、しかし、やるべきことだと思ひますので、この法が通り次第しっかりとやっていただいで、国民の利益になる成果を出していただきたいというふうに思ひます。

次に、今回、在外公館の方々の子女教育手当の支給額、改定されております。これについて、引き上げる理由とその算出の根拠、財源をどうされるのか、このあたりお伺いできますでしょうか。

○下川政府参考人 お答え申し上げます。

子女教育手当につきましては、在勤地ごとに、日本人学校及びインターナショナルスクールそれぞれにつきまして、邦人子女の就学が可能であるということとを前提として、就学経費が最も廉価な学校を基準校として定め、そこから自己負担額というものを引いた上で、当該基準校の就学経費を上限に手当を支給しているところでございます。

それで、日本人学校が所在しない在勤地の場合は、インターナショナルスクールの基準校の就学経費から自己負担額を引いた就学経費を上限として支給し、他方で、日本人学校が存在する在勤地につきましては、日本人学校に通学するのが原則ではございますけれども、両親の一方が外国人な

いはし前任地でもインターナショナルスクールに就学していたような合理的な理由があれば、インターナショナルスクールの基準校の限度額を上限に手当を支給しているところでございます。

こういったような事情がなくて自己の選択によりインターナショナルスクールに就学していた場合、従来、十二万円を上限に支給していたところでございます。今回、これを十二万円から十五万円に三万円上げるといふことをお願いしているわ

けでございますが、これは、平成二十三年度と比較し二十八年度には約四〇%インターナショナルスクールの就学経費が上昇しているということ踏まえまして、そして日本国内で私立学校に就学する場合の平均就学経費との均衡を考慮して三万円の負担ということをお願いしているところでございます。そういうことでございます。

そして、財源でございますけれども、財源について御質問がございましたが、子女教育手当の上限額の改定とともに、今回、子女教育手当を受け全在外公館の職員、これは日本人学校であれインターナショナルスクールであれ、従来、自己負担額二万円というものをお願いしておりました

が、今回、あわせてこれを二万二千元に改定することといたしました。これは、日本国内においての教育支出の実態を勘案すべしということが在外公館名称位置給与法十五条の二の二項に規定されていることを踏まえまして、今般、一人当たりの自己負担額を二千元増大させたところでございます。

こういう改定をあわせて実施することでもって、必要性を個別に検討して、教育手当の支給をやっていくところでございます。

○丸山委員 在外公館の皆さんの中で二千元集める額をふやして、その中で、こうした高い部分に申請されるところに関しては、全体としては国民に負担がふえるわけじゃないとは思ひますけれども、しかし、その国民の皆さんとの差とか現状

というのはしっかりと見ていかなきゃいけないと思ひますので、引き続き、我が党としてもこれはチェックしていきたいと思ひます。

時間もなくなつてまいりましたが、半島情勢、非常に動いております。韓国の徐薫国家情報院長が来られて会談、会食されたということですが、大臣、本件半島情勢、どのような印象を受けられたのか。

今回、やはりまた繰り返しじゃないかという、北朝鮮が緩めてきて、結局またミサイルを飛ばし

て、結局またこの繰り返しじゃないかという懸念の声もありますが、それについてもどのようなようにお考えでしょうか。

○河野国務大臣 韓国の徐黨国家情報院長と十二日、会談並びに夕食会を合わせて約三時間行いました。徐黨院長からは、先般の韓国の特別視察団が訪朝した際の先方とのやりとりについてかなり詳細な御説明をいただき、また、今後の見通しについてかなり突っ込んで意見交換をさせていただきましました。非常に有意義な会談だったと思います。

南北あるいは米朝の首脳会談というのが今後行われますが、北朝鮮の非核化へのコミットメントというのはいまだ言葉だけありますので、委員のお話にもありましたように、ここで制裁を緩めてしまえば、またいつか来た道ということになりかねませんので、日韓米、今緊密に連携をして、具体的に完全に検証可能な不可逆的な非核化が行動としてあらわれるまでは、最大限の圧力、経済制裁というのは緩めないというところで一致をしております。

ですから、首脳会談がなくてもこの最大限の制裁は続く、首脳会談があっても具体的な行動に出るまで制裁は続くということで、国際社会からしてみれば損をすることはないということでございますので、最大限の圧力をかけ続けながら、この二つの首脳会談の様子を見る、そして、北朝鮮が具体的な行動に出たときに初めて制裁についての議論を始める、そういうことでございますので、これまでの間違いを繰り返さないように、三方国並びに国際社会、一致団結してこの課題にしっかりと当たってまいりたいと思います。

○丸山委員 時間が来たので終わりますが、しっかり日本としての外交の軸を保っていただいて、国益を追求していただきたいと思います。

以上です。終わります。

○中山委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中山委員長 これより討論に入るのでありますが、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

正午散会